

所得税および 復興特別所得税について

☎光税務署 ☎0833-71-0166

光税務署では、次のとおり申告会場を開設します。

◇期間(土日除く)

2月16日(金)～3月15日(木)

午前9時～午後4時(相談は午後5時まで)

◇場所 光税務署(光市虹ヶ浜3-10-1)

■申告書の作成は『確定申告書作成コーナー』で

確定申告期間中の申告会場は、混雑が予想されます。申告書はご自分で作成し、e-Taxまたは郵送などで提出することをお勧めします。

また、国税庁ホームページの『確定申告等作成コーナー』を利用した場合には、①税務署に向く必要なし、②いつでも利用可能、③自動で税額を計算、④前年データが利用可能といったメリットがあります。

※e-Taxとは…

税務署に出かけることなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、インターネットを利用して申告・申請・届出などができます。

また、本人確認書類の提示が不要になる、添付書類の提出が省略できる、還付が早いなどのメリットがあります。

申告書には個人番号(マイナンバー)の記載が必要です

☎光税務署 ☎0833-71-0166

税務課 ☎52-5804

平成29年分の確定申告書、平成30年度の町県民税申告書には、12桁の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。また、申告書を提出する際には本人確認(番号確認と身元確認)書類の提示または写しの添付が必要となりますので、注意してください。

※所得税および復興特別所得税の申告は、自宅でe-Taxを利用して行う場合、本人確認書類の提示または写しの提出は不要となります。



医療費控除は 領収書が提出不要になりました

☎光税務署 ☎0833-71-0166

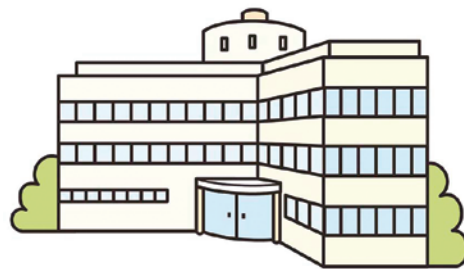
税務課 ☎52-5804

平成29年分の確定申告、平成30年度の町県民税申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の提出が必要となりました。

この医療費控除の明細書を提出する人は、領収書の添付や提示は必要ありません。ただし、税務署が領収書の提出または提示を求める場合がありますので、5年間は領収書を自宅で保存する必要があります。

※今回の申告の対象は、確定申告が平成29年分、町県民税の申告が平成30年度となります。

※平成29年分から3年分の確定申告、平成30年度から3年分の町県民税申告については、従来どおり医療費の領収書の添付または提示でも申告できます。



○マイナンバーカードをお持ちの人

マイナンバーカードだけで本人確認が可能です。(マイナンバーの『通知カード』はマイナンバーカードとは異なります。ご注意ください。)

○マイナンバーカードをお持ちでない人

番号確認書類と身元確認書類が必要です。

【番号確認書類(いずれか1つ)】

通知カード

住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限る)

【身元確認書類(いずれか1つ)】

運転免許証・公的医療保険の被保険者証

パスポート・身体障害者手帳

在留カード

など

◇**申告が必要な人** ※所得税および復興特別所得税の確定申告をした人は、原則、町県民税の申告は不要です。

- ・平成30年1月1日現在、本町に在住する人
- ・平成29年中に、農業・営業・不動産・配当・譲渡などで収入があった人（確定申告をした人は除く）
- ・年末調整済の給与所得以外の収入があった人

※年末調整済給与以外の所得の合計が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です。20万円以下の場合は、確定申告の必要はありませんが、町県民税の申告が必要です。

- ・収入が公的年金、恩給（遺族年金を除く）のみで、年金の源泉徴収票に記載されたもの以外の控除を受けられる人
- ・病気や失業、学生などで、収入がなかった人

◇**申告に必要なもの**

全 員	申告書(申告書が届いた人)・本人確認書類(マイナンバーの番号確認と身元確認ができるもの)またはその写し 印鑑(認印可)・金融機関の口座番号の分かるもの・電卓・ボールペン
対 象 者	・給与、年金などのある人 ⇒ 源泉徴収票 ・営業や不動産などの事業をしている人 ⇒ 平成29年中の収入・支払いの分かる収支計算書や領収書など ・控除に関する書類 医療費控除…医療費控除の明細書(P4「医療費控除は領収書が提出不要になりました」参照) 生命保険料控除…生命保険料、個人年金保険料および介護医療保険料の支払証明書 地震保険料控除…支払保険料の証明書 住宅借入金等特別控除…登記簿謄本、住民票の写し、売買契約書、住宅取得資金の借入金の年末残高証明書など ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を支払っている人 ⇒ 納付証明書 ・国民年金を支払っている人 ⇒ 支払証明書または領収書 ・障がいのある人や勤労学生に該当する人 ⇒ 証明する書類 ・要介護認定高齢者(65歳以上)に係る障害者控除の適用を受けようとする人 ⇒ 健康保険課発行の障害者控除対象者認定書

◇**申告会場など**

下表の日程を参照の上、ご自分の自治会の申告相談日時・会場にお越しください。なお、都合のつかない人は、2月16日(金)から3月15日(木)までに町役場1階会議室で申告してください(土日を除く)。

※町役場1階会議室は少人数での対応になります。なるべく、対象自治会の申告会場で申告してください。

※各申告会場では所得税の確定申告も受け付けますが、農業(白色申告)以外の事業所得や不動産所得、譲渡所得のある人は税務署で申告してください。

月日	時間	申告対象自治会	申告会場	月日	時間	申告対象自治会	申告会場
2/20 (火)	9:30~11:30	竹尾・大国木・真殿・中西	西田布施 公民館	2/27 (火)	13:30~16:00	西山・葛岡・川西・大田	城南 公民館
	13:30~15:30	岸田団地・西田布施・矢蔵					
2/21 (水)	9:30~11:30	奈良・竹重・三宅	麻郷 福祉会館	2/28 (水)	9:30~11:30	戎ヶ下・尾津(東・中・西)・ 見田団地	麻里府 公民館
	13:30~16:00	新川・尾迫			13:30~15:30	中郷・上組	
2/22 (木)	9:30~11:30	助政・井神・地家・蓮輪・ 浜城・泊団地・麻郷団地	麻郷 公民館	3/1 (木)	9:30~11:30	土井の内・塩坪・波野団地 (北・南)・雇用促進・上ヶ・ 八和田・配原・由免	東田布施 公民館
	13:30~16:00	旭・高塔・鳥越・八海			13:30~15:30	大波野中・大波野上	
2/23 (金)	14:00~15:00	馬島	馬島 集会所	3/2 (金)	9:30~11:30	天神・新町・本町・砂田・ 定井手・瀬戸	役場1階 会議室
2/26 (月)	13:30~15:30	郷東・市明	小行司 分館		13:30~16:00	中央南・名倉・石迫・長田	
2/27 (火)	9:30~11:30	宿井・新宿井(1・2)・ 石の口・吉井・城南・瓜迫	城南 公民館	3/5 (月)	9:30~11:30	波野市・祇園・寿・一本松・ 長合	役場1階 会議室
					13:30~16:00	御蔵戸・平田・木地・ きじが丘	